

けやき

新宿区社会福祉協議会 〒169-0075 新宿区高田馬場 1-17-20

電話:03-5273-2941(代表) FAX:03-5273-3082

Eメール:houjin@shinjuku-shakyo.jp

http://www.shinjuku-shakyo.jp

だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティの実現をめざして



ご協力よろしくお願ひします!

10月1日から!
第68回「赤い羽根共同募金」
が始まります。

スローガンは…

“じぶんの町を
良くするしくみ。”



どうもありがとう!!

◆募金箱は、ボランティア・地域活動サポートコーナー、高齢者施設、各特別出張所等の公共施設に設置されます。

◆共同募金への寄附は、税制上の優遇措置を受けられます。

募金期間

10月 1日(水)

10月31日(金)

募金の受付

新宿区社会福祉協議会

各特別出張所

町会・自治会 他

問合せ:法人経営課

03-5273-2941



街頭募金のお知らせ

新宿区社会福祉協議会では職員と地域の方々で毎年、街頭募金を行っています。以下の内容で実施の予定ですのでみなさまのご協力、よろしくお願ひします。

- 実施日/10月1日(水)・2日(木)・3日(金)
- 時間(予定)/①午前8時~9時(1日に限り午前8時~10時)
②正午~午後1時 ③午後4時~5時
- 場所/JR高田馬場駅コンコース

※上記写真は昨年度、戸塚地区民生委員・児童委員協議会のみなさまと街頭募金を行った様子です。

募金箱のある風景

募金箱は
こんなところ
にも!!

株式会社 マルシメ文具店

明るい店内に様々な品ぞろえのマルシメ文房具店さん。社協も文具のことも大変お世話になっています。お店のご主人は、以前から募金箱を店内のレジ横において募金を募ってくださっています。近くにお立ち寄りの際は、文房具の購入とあわせて募金もお願いします。



平成25年度 赤い羽根共同募金運動 募金額 4,628,911円 24年度 4,805,956円 増減比△3.7%

新宿区への配分額 2,799,000円が助成金として区内の福祉施設・団体に活用されています

募金活用
団体からの
メッセージ

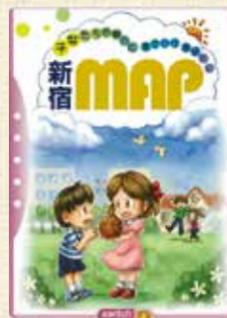
新宿通級児親の会 スイッチ

「発達障害児をすくすく育てるためのプロジェクト」

じっと座ってられない、目を見て話を聞けない、集団の中で指示を守ることができない。発達障害の子供たちは、一見しつけの悪い子に見えます。でもそれは脳機能の発達の偏りによるもの。じっと座ってられない多動性は、自力で抑えることはできません。目を見ようとすると、耳からの言葉が聞き取れない。あふれる音の中から、人の声を聞き分けることができないのです。この子供たちは、毎日困難の連続の中でもがき続けています。発達障害児の子育てには、忍耐と、知識が必要です。トラブル連発の子供を笑顔で包むには、仲間も必要。これがスイッチの原点です。

平成25年度は、募金を原資とした助成金を活用し、講演会や勉強会で親の学びの場を提供しました。また、発達障害支援機関を掲載した「新宿MAP」を作成し、保護者や支援者をサポートしています。

子供たちをしっかりと育て、社会に貢献できる大人にしたい。みなさまからいただいた「愛」に心から感謝し、地元新宿で、元気に子育てを続けていきます。応援してください!



新宿区で集めた募金は、新宿区で使われています。

集まった募金の約70%は、新宿区内の福祉施設や団体の活動および備品整備に役立てられています。残りの30%は、新宿区を含めた、東京都内の広域的な課題を解決するための活動に、活用されています。

災害にも共同募金は使われています。

大規模な災害が起こった際の備えとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を支援するために使われています。

「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現

3つの経営方針のなかから、今回は**経営方針2**の主な事業を紹介します。

経営方針2

自分らしく暮らし続けるための地域ぐるみでの支援

病気や障害、仕事、住まい、経済的な悩みを抱えていたり、判断能力が不十分なため自らの権利を十分に守ることができなったり、自助や互助の力では解決できない暮らしの課題や不安の改善、解決の支援を行います。

ここでは、その方針に基づいた活動の一部を詳しくご紹介します。

施策

- 1 成年後見制度利用推進事業と地域福祉権利擁護事業の一体的推進
- 2 低所得者世帯等への支援



■ 社会福祉法人
新宿区社会福祉協議会 理事
■ 第一東京弁護士会所属 弁護士
■ 新宿区法律相談員

六田 文秀

—新宿社協が 企図する「トリオ事業」への一層のご理解とご利用を願って—

平素、区民の皆様から、新宿社協の諸事業・諸活動に対し、多大のご支援とご協力を戴いておりますこと、理事の一人として厚く御礼申し上げます。

ところで、新宿社協は、①認知症等のため自己の意思決定能力に不十分さを来した方のためには、法的「守り」(成年後見制度)を、更に、②判断能力が十分でない方のためには、生活支援員等を備えて日常的な金銭管理等の「助け」(地域福祉権利擁護事業)を、加えて、③所得の少ない世帯への生活福祉資金・教育支援資金の貸付による「支え」(貸付支援事業)を、それぞれ挙げて推進するとともに、この①・②・③「トリオ事業」のご活用を両手を広げてお待ちしております。

それは、法的・経済的に弱い立場にあつてお過ごしの方が、備えられた法的制度・経済的互助のご利用に与っていただき、もって、「だれでもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現されることを、新宿社協は庶幾し

ているからなのです。

そして、この「トリオ事業」の具現化に日夜腐心し、専門的知識に裏付けられたいきめ細かい顧慮をもってその実践に邁進されているのが、新宿社協の担い手の方々であり、その日頃の献身的有り様は、唯、敬服のほかありません。

どうか、区民の皆様におかれてはこの①「守り」・②「助け」・③「支え」を必要と覚えられたときは、躊躇されることなく、先ず新宿社協の門を叩いてごらんになられては如何でしょうか。

そこに、必ずや、「自分らしく暮らし続ける」、新しい生き生きとした道が開かれることでしょう。

「旅人の 宿りせむ野に霜降らば 吾が子羽ぐくめ 天の鶴群」(万葉集9巻)

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守るため、民法に基づく**成年後見制度**と、社会福祉法に基づく**地域福祉権利擁護事業**があります。

- 成年後見制度** 本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮して、身上監護や財産管理を行います。「法定後見」と「任意後見」の2つがあります。
- 地域福祉権利擁護事業** 利用者と社会福祉協議会との契約により、日常生活の範囲内で福祉サービスの利用手続きや利用料支払い、銀行払い戻し、公共料金支払い等のお手伝いを行う事業です。

市民後見人インタビュー 成年後見制度・市民後見人Hさん

Hさんは現在、2名の方の市民後見人を務めています。

Q 市民後見人としてどのような後見活動をしていますか？

A 現在、私が担当する2名の方は特別養護老人ホームに入所中です。それぞれ月1回程度施設での**身上監護**(※)と、適宜支払いなどの金銭管理を行います。また、3ヶ月に1回、監督人(新宿区社会福祉協議会)に業務報告を行っています。



※身上監護：本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等に関する契約などのお手伝いをする。

Q 後見活動で心がけていることはありますか？

A 後見活動では、色々なお話を通して、ご興味の対象や、これまでの生活歴等を伺い、楽しかった時の記憶や感情を引き出すように努めて、ご本人が穏やかに施設で暮らして頂けるように心がけています。

◆市民後見人とは、親族や専門家ではなく地域住民として、身近な立場で成年後見活動を行う方です。

生活支援員インタビュー 地域福祉権利擁護事業・生活支援員Sさん

Sさんは現在、2名の利用者の方の支援をされています。

Q どのような支援を行っていますか？

A 月に1回程度、利用者の方のお宅を訪問し、生活の様子や郵便物の確認をしています。私が担当している利用者の方は当事業以外の福祉サービスは利用されていないので、状況に合わせて福祉サービスのお話などを行っています。

Q 支援で心がけていることはありますか？

A 利用者の方が歩んだ背景を尊重しながら話を聞くことです。また、これからも自宅での生活を希望されているので、私たちが定期的に訪問することで一人暮らしでの生活の不安を解消できるような心がけています。

◆生活支援員とは、地域住民の方が「生活支援員」となり利用者の方のお宅に伺いお手伝いをする方です。



市民後見人を目指してみませんか？

～市民後見人を養成する基礎講習を実施します！～

内容

新宿区では市民後見人の養成基礎講習を平成26年度より実施します。講習では、成年後見制度のしくみや知識、心構え、各種制度等を学びます。受講申請書類は事前の説明会で配布し、書類選考により受講者を決定します。

対象

- 次のすべてに該当する方
- 新宿区在住、在学、在勤又は新宿区内において高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績がある方
 - 成年後見制度に理解があり、市民後見人としての活動に熱意のある方
 - 市民後見人としての活動が可能なる方(概ね65歳以下の方)

会場

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 (新宿区高田馬場1-17-20)

日程

平成26年11月から平成27年1月まで
※講習の運営は新宿区社会福祉協議会が新宿区の委託を受け実施します。

全6回

受講説明会 受講を希望される方は必ず説明会にご参加ください!

平成26年
10月2日(木) 14:00～ (申込締切:平成26年9月30日(火))

- 会場：新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
- 申込み：電話、窓口、FAX、はがきにてお申込みください。(定員30名程度) FAX、はがきの場合には、以下の必要事項をご記入ください。 <必要事項>氏名、電話番号

[問合せ・申込み先]
新宿区福祉部地域福祉課(新宿区役所本庁舎2階)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎:03-5273-3517 FAX:03-3209-9948

～市民後見人、Hさんからのコメント～

日本における高齢社会の到来と、都市の社会環境問題(孤立化、貧困化)等が相まって、一般人としての生活感覚に根差した目線で、後見活動に臨むことが求められる市民後見人の活動の場は、今後更に広がる事が予想されます。地域社会を想い、ボランティア精神に富む皆様のご参加を心よりお待ちしております。

～貸付事業のご案内～

貸付を希望される方は貸付要件や必要書類もありますので、**事前にお電話などでご相談ください。**

生活福祉資金

福祉資金
所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談支援を行います。
具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。返済が確実にできるだけの収入見込みのある方が対象です。
返済が完了するまで、民生委員が相談・支援いたします。
☆具体的用途 → 転宅費、療養費、葬祭費、住宅改修費、障害者用自動車購入費、エアコン購入費等

緊急小口資金
所得の少ない世帯に対し、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合で、返済が確実にできるだけの収入見込みのある方に、一定の条件のもとで10万円を限度に貸し付けます。

総合支援資金
失業などにより、日常生活が困難な状況の方に対し、一定の条件のもと、自立のために必要な生活費や一時的な資金の貸付、更に、継続的な相談支援を行います。

不動産担保型生活資金
現在居住している自己所有の不動産(土地・建物)に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付けます。

教育支援資金
所得の少ない世帯に対し、学校教育法に規定する高校・大学等の入学金・授業料等の必要な資金を貸し付けます。修学する本人が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となります。返済が完了するまで、民生委員が相談・支援いたします。申請から貸付まで1ヶ月程度かかります。予約申込みは学費納期の2ヶ月前から可能です。

●貸付の内容

	高等学校 専修学校(高等課程)	高等専門学校	短期大学 専修学校(専門課程)	大学
教育支援費(月額上限額)	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
修学支度費(貸付上限額)	500,000円以内(入学金のみ対象)			

○無利子 ○連帯保証人不要 ○卒業後6ヶ月据置、14年以内で返済
※奨学金[日本学生支援機構1種(大学)・東京都育英資金(高校)]の利用が優先です。※母子世帯の方は母子福祉資金の利用が優先です。
※すでに支払われた学費は貸付対象外です。

問合せ先 法人経営課 貸付担当 03-5273-3541

受験生チャレンジ支援貸付金

所得の少ない世帯に対して、中学3年生、高校3年生等(中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験に合格した20歳未満の方も対象)の保護者の方を対象に、学習塾等の受講料、高校・大学等の受験料を貸し付けます。申請から貸付まで1ヶ月程度かかります。

(全て上限額)	中学3年生等	高校3年生等	○無利子 ○連帯保証人1名必要 ○入学した場合等は、返済免除
学習塾等受講料貸付金	200,000円	200,000円	
受験料貸付金	27,400円	105,000円	

ご利用された方の声
● 母子家庭で、経済的に塾に通わせられる状況ではなかったため、この制度を利用させていただき、成績も上がり、無事合格することができました。
● 資金面での不安が解消されたことで、子どもも頑張れたようです。感謝しています。

問合せ先 受験生チャレンジ支援貸付事業担当 03-5292-3250

成年後見入門講座・出張相談会

日付 10月9日(木)

会場 落合第一地域センター 3階集会室
(下落合4-6-7)

対象 新宿区在住・在勤・在学

●成年後見入門講座

時間 午後2時～4時

内容 最近の制度の動向や利用の流れ、費用について、メリット・デメリット等、制度利用の前におきたいポイントを社会福祉士が解説します。

定員 40名

●出張相談会

時間 午後4時30分～5時15分
(①社会福祉士 ②司法書士)

午後5時30分～6時15分
(③社会福祉士 ④司法書士)

※相談時間は45分。カッコ内は相談員。

内容 成年後見制度に関するご相談に、社会福祉士・司法書士がお答えします。プライバシーに配慮した個室です。

定員 全4組

後見人等交流会

会場 新宿区社会福祉協議会 地下会議室A

●親族後見人交流会～同じ立場で語り合い～

成年後見の活動をされている親族後見人同士で懇談できる交流会です。専門家の助言を受けながら日々の悩みについて気軽に語り合いませんか。

日時 9月27日(土) 午前10時～正午

対象 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人(監督人選任)を受任している親族
※専門職後見人を除く

定員 20名

●後見人等交流会 ～後見人が知り合うCafe～

後見人等の活動をされている方同士で、お悩みや情報を共有してこれからの活動に活かしてみませんか。今回は「医療」をテーマに、在宅で暮らす被後見人を支えている医療職の方々も交えながら講話・グループ別交流を行います。

日時 10月30日(木) 午後6時30分～8時30分

対象 親族後見人、市民後見人(新宿区登録後見活動メンバー受任者) 専門職後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士・法人後見等)
※新宿区内(後見人が区内在住・在勤者、被後見人が区内在住者)で後見人等(後見人・保佐人・補助人・任意後見人)を受任中または近日中に受任予定の方を優先とさせていただきます。*受任・受任予定は高齢・障害等の分野は問いません。

講座・相談会・交流会、共通事項

共通: 参加費無料。要予約・先着順。 **相談会はお電話のみでの予約となります。**

申込方法: 電話・FAX・Eメール・はがきのいずれか。

- ①～④または⑤を明記の上、下記までお申込ください。
- ①氏名(ふりがな) ②在住・在勤・在学の別 ③電話番号
- ④講座または交流会をお知りになったきっかけ
- ⑤交流会のみ受任状況・後見内容(類型・被後見人との関係)

問合せ・申込み先(全て共通)

新宿区成年後見センター

〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20
TEL:03-5273-4522 FAX:03-5273-3082 e-mail:skc@shinjuku-shakyo.jp

心のこもったご寄附ありがとうございました!

寄附金

平成26年7月1日～平成26年8月31日 五十音順・敬称略

氏名	住所	金額(円)	氏名	住所	金額(円)
株式会社エーゼンシー	新宿	50,000	諏訪中クラブ	高田馬場	6,513
内野今日子	東大和市	1,300	戸山ハイツ西通り商店会	戸山	16,449
加々美清子・鳥海はる子 姉妹長寿を祝う会	中井	20,960	目白大学	中落合	16,000
川野信高	住吉町	1,000	株式会社 日本財託		5,000,000
信濃町商店振興会	四谷	221,496	匿名(6件)		35,220

※寄附金は、税制上の優遇措置が受けられます。

寄附物品

氏名	住所	物品
手編みの会	淀橋ボランティア・ 地域活動サポートコーナー	車椅子2台(新品)
四谷地区民生委員・児童委員協議会	四谷地区	タオル多数(新品)

タオル、石けん、紙おむつ、使用済み切手等をいただきました。
また、使用済み切手、不要になった入れ歯、紙おむつ、タオル等のご寄附をお願いいたします。
紙おむつの必要な方はご連絡ください。(個人・施設他問わず)

使用済み収集切手のご芳名掲載についてのお知らせ

みなさまからいただく使用済み切手は、一時的にお預かりし、切手整理のボランティアさんが整理を行っています。その切手は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会(JOCS)にお届けしています。

これまで、使用済み切手のご寄附については、「けやき」にご芳名を掲載させていただいていましたが、一時的にお預かりしていることからご芳名掲載を行わないこととさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

今後も、当会の使用済み切手収集は従来どおりいたしておりますので引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

<使用済み切手、未使用切手を直接送られる場合>

新宿区馬場下町1-1 早稲田SIAビル4階 JOCS 切手部行き
電話 03-3208-2416

JOCSとは?

保健医療が充分でないアジア・アフリカの地域に医療従事者(ワーカー)を派遣し、人々の健康づくりに協力してきたNGO(非政府組織)です。

医療従事者を目指す現地の人々を奨学金という形で支えています。

頂いた使用済み切手は、整理、換金され、保健医療活動を支える貴重な資金となっています。

9月1日より、ボランティア情報等のメール配信がスマートフォンからも登録できるようになりました。

新宿ボランティア・市民活動センターでは、ボランティア情報や講座案内などを直接携帯電話やスマートフォンにメール配信しています。新たに登録を希望される方は、QRコードを読み取るか、下記メールアドレスへ空メールを送信してください。



volunteer@shinjuku-shakyo-mail.jp

なお、既に登録されている方は、メール配信元ドメインが変更になりますので、新ドメイン(@shinjuku-shakyo-mail.jp)を受信できるよう設定をお願いいたします。

●問合せ先 新宿ボランティア・市民活動センター(地域活動支援課)
高田馬場事務所 電話03-5273-9191

女子医大ファミリーサポート[保育サービス講習会]受講者募集

東京医科大と東京女子医大の職員の子育て支援にご協力いただける方を募集します。講座を受講し、全課程修了すると提供会員として活動できます。

○日時 11月17日(月)、25日(火)、28日(金)、12月1日(月)、3日(水)、8日(月)、10日(水)、12日(金)

(時間は日によって変わり、半日の場合が多いです)

○場所 東京医科大学病院(西新宿)・東京女子医科大学保健会館(若松町)他

○参加費 テキスト代のみ2500円

●詳細はお問い合わせください。日程表・申込書を送ります。

※全日程に参加できない場合は遠慮なくご相談ください。

※新宿区ファミリーサポート提供会員の方は免除科目があります。

●問合せ 女子医大ファミリーサポート室
TEL 5369-9075